



# 臨時株主総会 招集ご通知

---

**開催  
日時**

2019年3月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

**開催  
場所**

アットビジネスセンター東京駅八重洲通り  
（八重洲通ハタビル）5階 501号室  
東京都中央区八丁堀1-9-8

**決議事項**

- 第1号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 第三者割当による募集株式の発行の件
- 第3号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（2）

価値開発株式会社

証券コード：3010

2019年3月13日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町一丁目12番3号

**価 値 開 発 株 式 会 社**

代 表 取 締 役 長 高 倉 茂  
社

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り（八重洲通りハタビル）5階 501号室  
東京都中央区八丁堀1-9-8

（開催場所が前回の定時株主総会の会場と異なりますので、ご注意ください。）

### 3. 目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 第三者割当による募集株式の発行の件
- 第3号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（2）

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、賛否の記載がない議決権行使書用紙が会社に提出された場合、議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.kachikaihatsu.co.jp/ir\\_info.php](http://www.kachikaihatsu.co.jp/ir_info.php)）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（1）

#### 1. 提案の理由

第2号議案に記載の第三者割当による募集株式の発行を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,200</u> 万株とする。	（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,400</u> 万株とする。

## 第2号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

第1号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の要領にて第三者割当による募集株式の発行（以下「本件第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本件第三者割当増資に係る払込金額のうち965,495,841円については、本件第三者割当増資の割当予定先となる、スターアジアグループにより運用されるファンドであるStar Asia Opportunity III LP（以下「SAO」といいます。）が当社に対して有する貸付債権によるデット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）の方法により行うこととします。

当社のような公開会社が募集株式の発行を行う場合において、募集株式の払込金額が引受人に特に有利な金額である場合には、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項により、株主総会の特別決議による承認が必要になるところ、本件第三者割当増資は、下記1.に記載のとおり、特に有利な金額による発行に該当する可能性は否定できないため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本件第三者割当増資により増加する株式数は37,416,800株（議決権数374,165個。なお、割当予定先が引き受ける株式の一部が単元未満株となることから、本件第三者割当増資により増加する株式数を単元株数である100で除した数と議決権数は一致しておりません。以下同様です。）であり、2018年12月31日現在の発行済株式総数16,212,541株の230.79%（小数第3位を四捨五入。割合について以下同じ。2018年9月30日現在の総議決権数134,057個に、当社が2018年11月12日に本件第三者割当増資の割当予定先であるSAOを割当先として実施した第三者割当増資（以下「前回第三者割当増資」といいます。）により増加した議決権数28,000個を加算した議決権数162,057個に対する割合は230.88%）に相当します。また、本件第三者割当増資により増加する株式数37,416,800株（議決権数374,165個）と前回第三者割当増資により増加した株式数2,800,000株（議決権数28,000個）を合算した株式数は40,216,800株（議決権数402,165個）であり、2018年9月30日現在の発行済株式総数13,412,541株の299.84%（2018年9月30日現在の総議決権数134,057個に対する割合は300.00%）に相当します。このように、本件第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上になり、また、本件第三者割当増資が行われた場合、割当予定先であるSAOが保有する株式数が40,509,962株（議決権数405,099個）となり、SAOが有する議決権の数が当社の総株主の議決権の数の75.55%を占めることになっていくことが見込まれ、当社の支配株主の異動が見込まれることから、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、本件第三者割当増資についての株主の皆様の意思確認をお願いするものであります。

さらに、前記のとおり、本件第三者割当増資が行われた場合、割当予定先であるSAOが有する議決権の数が当社の総株主の議決権の数の75.55%を占めることが見込まれるため、SAOは会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。そのため、本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合は、当該通知があった場合に求められる当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

## 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

### (1) 募集の目的及び理由

当社グループは、ホテル運営を通じて新たな価値を生み出す、ホテル運営のリーディングカンパニーを目指し、ホテル事業をメイン事業として企業経営を行っております。当社グループでは、2011年3月に発生しました東日本大震災の後、『バリュー・ザ・ホテル』事業を企画し、震災復興に従事される方やボランティアに参加される方を中心に安心して宿泊していただける宿泊施設の提供を目的として『バリュー・ザ・ホテル』の運営を行ってまいりました。

震災から本年度で8年が経過することとなり、東日本の震災復興の一助となるという当初の目的に微力ながら貢献することができたと考えている一方で、復興に関連した宿泊施設の需要は、足下で大きく縮小しており、『バリュー・ザ・ホテル』全体の稼働率は、2019年3月期開始時の想定から約10%程度減少しております。さらには、2020年3月期も2019年3月期と同程度の稼働率となる見込みです。

また、当社の有するホテルブランドのうち、『ベストウェスタン』は、多くのホテルが訪日外国人旅行者を集客可能な場所に立地しており安定した稼働率を達成しておりますが、直営ホテルの12ホテルのうち、3ホテルが2018年3月期、4ホテルが2019年3月期にオープンした新しいホテルであり、安定した業績を上げるにはしばらく時間が必要な状況です。

さらに、当社グループの不動産事業は、数年前より事業を縮小しており、現在は、過去に取得した収益物件等が残るのみとなっております。保有する収益物件等は、築年数が古く定期的に大型の修繕を要する状況にあります。

こうした中、当社においては前回第三者割当増資を行い、644百万円を調達した結果、2019年3月期第3四半期連結会計期間末の連結純資産額は、1,549百万円となったものの、2019年3月期第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）の営業損失は103百万円、経常損失は291百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失は345百万円であり、また、2019年2月20日付当社プレスリリース「特別損失（減損損失）の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「本業績予想プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社はホテル事業に関して1,687百万円、不動産事業に関して548百万円、合計2,235百万円の減損損失を計上しました。その結果、2019年3月期連結会計年度の売上高は前年度よりも280百万円増え4,940百万円に、営業損失は前年度よりも51百万円減り270百万円になることが見込まれるものの、経常損失は前年度よりも119百万円増え585百万円に、親会社株主に帰属する当期純損失は前年度よりも2,482百万円増え2,895百万円になることが見込まれています。仮に、当該水準で2019年3月期連結会計期間に純損失が発生した場合には、2019年3月末に連結純資産額はマイナス1,346百万円となり当社は債務超過に陥ることは確実であり、また、足下の資金繰りの悪化も当社の事業継続のために看過できない状況にあります。このように、2018年3月期連結会計年度は赤字であり、2019年3月期連結会計年度もさらなる赤字が予想される等、当社の財政状況が著しく悪化している中では、金融機関等から大規模な借入れを行うことは非常に難しい状況にあり、大規模な資本注入を受け、有利子負債を圧縮し、さらに、当社の安定的な事業継続・中期的な視野に立った成長の実現可能性を維持するために足下の資金繰りやキャッシュ・フローの悪化等を抜本的に解決することが急務となっております。

一方、スターアジアグループは、海外（主として米国）の大学基金、財団や年金基金等の長期運用を志向する投資家の資金を、日本をはじめとするアジアの不動産等関連資産によって運用することを目的とする独立系の不動産投資グループです。日本国内におけるこれまでの不動産等関連資産への投資は、累計で総額約4,512億円（2019年1月末現在）にのびります。

今般、当社とスターアジアグループとは、2018年10月25日付当社プレスリリース「資本業務提携、第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、①スターアジアグループにより運用されるファンドであるSAOによる当社に対する新たな資本の投入により、ホテル開発をより一層促進・拡大することで、東京五輪が開催され、ホテル等の不動産需要が拡大することが見込まれる2020年に向けた事業展開に十分に対応できること、及び、②スターアジアグループとの業務提携を通じて、当社が保有するホテル運営のノウハウと、スターアジアグループが保有する不動産証券化等のノウハウとを組み合わせることで、新たな不動産投資商品の開発等、事業ポートフォリオの拡大が見込めること等の理由から、スターアジアグループにより運用されるファンドの1つであるSAOを前回第三者割当増資の割当先とし、また、スターアジアグループの中核的な事業会社であるStar Asia Management Ltd.を業務提携先とする資本業務提携契約を締結しました。そして、当社とスターアジアグループとは、2018年11月12日付当社プレスリリース「第三者割当による新株式の発行の払込完了に関するお知らせ」のとおりSAOに対して第三者割当による新株式の発行を行い、業務提携契約に基づき、スターアジアグループが、当社が運営を新たに開始するホテル等を紹介するなど様々な協力を既に得ております。また、このような業務提携を推進するための実務担当者をスターアジアグループから受け入れるとともに、スターアジアグループとの関係性をより強化すべく、スターアジアグループより、その従業員である橋本龍太郎氏及び細野敏氏をそれぞれ当社の従業員及び執行役員として出向の受入も行っております。なお、当社とスターアジアグループとの間では、本件第三者割当増資を契機として、スターアジアグループからのさらなる役員の受入等についても協議及び検討する予定です。

当社は、前記のとおり、大規模な資本注入を受け、2019年3月末における債務超過を回避し、さらに、当社の有利子負債を圧縮し、安定的な事業継続・中期的な視野に立った成長の実現可能性を維持するために足下の資金繰りやキャッシュ・フローの悪化等を抜本的かつ迅速に解決するために、当社への大規模な資本注入を検討していただける割当予定先を検討しておりました。上記のようなスターアジアグループとの良好な関係性の中で、スターアジアグループには当社グループの事業を取り巻く厳しい環境及び財務状況をよく理解していただいております、2019年3月末において当社が債務超過となる可能性を回避するために機動的かつ大規模な出資を検討していただけること、また、さらなる出資を通じた資本提携の強化によって、両者の関係をさらに深化させることは当社の企業価値に資することとなり、株主の皆様にとって財務状態の改善及び企業価値の向上が最善であると判断したため、スターアジアグループに再度の出資の依頼をいたしました。

そして、当社に対する出資に関するスターアジアグループとの協議の結果、スターアジアグループにおいても、当社の財務状況の抜本的な解決のために、有利子負債を圧縮し、当社の短期的な返済資金調達の回避と株主資本の充実に繋げる観点から、スターアジアグループから当社への貸付けではなく資本注入による方法が望ましいという点にご同意いただき、その結果、当社とスターアジアグループとの間

で金銭出資の方法及びSAOが当社に対して有する貸付債権を目的とするDESの方法で第三者割当を行うことについて合意に至りました。割当予定先については、スターアジアグループから、スターアジアグループの中でもSAOを割当先とすることの提案があり、当社としても、前回第三者割当増資の割当先でもあり、既に当社の筆頭株主となっているSAOは割当先として適切であるとの判断をし、本件第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

加えて、当社が上記のとおり安定的な事業継続・中期的な視野に立った成長を実現させるためには、上記のようなスターアジアグループとの中長期的な関係を維持・強化し、スターアジアグループから、当社との資本関係や業務提携に関するより強力なコミットメントを取得することが不可欠であると判断いたしました。このような判断のもと、スターアジアグループによる当社への出資に関するスターアジアグループとの協議の中で、当社との業務提携の中核メンバーとなるスターアジアグループの個人にも当社の株式の一部を引き受けてもらうことによりスターアジアグループにコミットメントを示してもらうことを合意いたしました。そして、このような当社との業務提携の中核メンバーとして、スターアジアグループの創業者であるマルコム・エフ・マクリーン4世氏及び増山太郎氏、並びに、当社が従業員及び執行役員としてそれぞれ出向を受け入れているスターアジアグループの従業員である橋本龍太郎氏及び細野敏氏（マルコム・エフ・マクリーン4世氏、増山太郎氏、橋本龍太郎氏及び細野敏氏を併せて以下「マクリーン4世氏ら」といいます。）を、本件第三者割当増資の割当予定先に選定いたしました。

仮に、本件第三者割当増資が実行されなければ、当社は2019年3月末に債務超過に陥ることは確実であり、資金繰りに行き詰まり、場合によっては当社が破綻する可能性も否定できません。そのため、当社の財務状況を改善するためのみならず、当社が破綻し、当社の株主の皆様が株式価値が喪失する可能性を避けるためにも、本件第三者割当増資を実行することが非常に重要であると考えております。また、前記のとおり、本件第三者割当増資が行われた場合、割当予定先であるSAOが有する議決権の数が当社の総株主の議決権の数の75.55%を占めることが見込まれるため、SAOは会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

2019年2月27日開催の当社取締役会において、当社監査役3名（うち2名が社外監査役）からは、本件第三者割当増資の目的、発行条件及び発行数量等について、概要以下の意見が示されております。

本件第三者割当増資は、債務超過回避及び足下の資金繰りの改善の必要性のもと、迅速かつ確実に必要資金を調達することに加えて、スターアジアグループとの業務提携の深化を実現しようとするものであり、その目的には一定の合理性が認められる。また、発行条件及び発行数量についても、かかる目的のもと、割当予定先との継続的な協議及び交渉の結果として定められたものであり、発行価額については当社が選定した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）によるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）での株式価値算定レンジに含まれることも勘案すると、一定の合理性があると思料される。さらには、本件第三者割当増資の発行条件について本臨時株主総会で承認を受ける予定であること、その他法令上必要な手続きが行われていること等を踏まえて、本件第三者割当増資の実施に関する取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない。

なお、当社取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

## (2) 発行条件等の合理性

### ① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件第三者割当増資の発行条件につきましては、前記「(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の資金繰りが悪化し債務超過に陥る可能性もある中で、スターアジアグループ及びマククリーン4世氏らから発行価額51円を条件として提示され、交渉を続けてまいりました。当社としても、大幅なディスカウントによる第三者割当増資を行うことで、既存株主の皆様の利益を毀損する可能性があることは十分認識しておりますが、本件第三者割当増資による調達資金によって債務超過を回避し、資金繰り悪化による破綻の可能性を回避して当社の株主の皆様の株式価値が喪失する事態を避けること、また、足下の資金繰りを改善して事業基盤を安定化させることで、企業価値向上を実現することが、株主の皆様の利益につながると考え、発行価額51円という割当予定先の提示する条件に同意いたしました。

当該発行価額は、本件第三者割当増資に係る2019年2月27日開催の取締役会決議の直前営業日(2019年2月26日)の東証における当社普通株式の終値である179円に対しては71.51%のディスカウント、直前営業日の1ヵ月間の終値平均値194.14円に対しては73.73%のディスカウント、同3ヵ月間の終値平均値211.22円に対しては75.85%のディスカウント、同6ヵ月間の終値平均値224.49円に対しては77.28%のディスカウントとなっており、当該発行価額による本件第三者割当増資の実施は、会社法第199条第3項において定める特に有利な金額による発行に該当する可能性は否定できないため、当社は、本臨時株主総会において、株主の皆様から有利発行に係る特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価額を51円として、本件第三者割当増資を行うこととしております。

当該発行価額は、市場価格から乖離した価格となるものの、割当予定先との間で繰り返し交渉を重ねた上で合意した価格であること、発行価額の検討を行うに際して当社の株式価値の評価を依頼した当社、割当予定先及びスターアジアグループから独立した第三者算定機関であるKPMGによる、当社が提供した連結財務諸表、不動産時価情報、当社グループの2020年3月期予算(なお、当該予算については、本件第三者割当増資の実施並びに本件第三者割当増資の前提条件となっているバリュー・ザ・ホテル石巻、バリュー・ザ・ホテル檜葉木戸駅前及びバリュー・ザ・ホテル広野の家賃並びにバリュー・ザ・ホテル古川三本木及びバリュー・ザ・ホテル東松島矢本の賃借している土地に係る賃借料の減額又はこれらの物件に関する賃貸借契約の解約を前提としていないものとなっております。)、2021年3月期新規開業予定ホテルプロジェクト予算等を基礎とし、本業績予想プレスリリースに記載の減損損失の影響を考慮した、2018年12月31日を分析の基準日としたDCF法による株式価値算定結果である15円～62円の範囲内に含まれていることから、当社は、当該発行価額を妥当な価格であると判断しております。なお、KPMGは、当社から提供を受けた情報及び一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提として当社の株式価値の分析を行っております。当社はKPMGから、当該発行価額の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社監査役3名(うち2名が社外監査役)からは、本件第三者割当増資について、1株当たりの発行価額である51円は、独立した第三者算定機関であるKPMGによるDCF法による株式価値算定結果である15円～62円の範囲内ではあるものの、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指



針」においては、第三者割当増資により株式発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）を基準として決定することとされており、かかる指針に照らせば、本件第三者割当増資の発行価額が割当予定先に特に有利な金額による株式発行に該当する可能性は否定できないものの、本臨時株主総会において有利発行に係る特別決議による承認を得る予定であることその他法令上必要となる手続が行われること等を踏まえ、取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見が表明されております。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資により増加する株式数は37,416,800株（議決権数374,165個）であり、2018年12月31日現在の発行済株式総数16,212,541株の230.79%（2018年9月30日現在の総議決権数134,057個に前回第三者割当増資により増加した議決権数28,000個を加算した議決権数162,057個に対する割合は230.88%）に相当します。また、本件第三者割当増資により増加する株式数37,416,800株（議決権数374,165個）と前回第三者割当増資により増加した株式数2,800,000株（議決権数28,000個）を合算した株式数は40,216,800株（議決権数402,165個）であり、2018年9月30日現在の発行済株式総数13,412,541株の299.84%（2018年9月30日現在の総議決権数134,057個に対する割合は300.00%）に相当します。

しかしながら、本件第三者割当増資は、債務超過の可能性を回避し、資金繰り悪化による破綻の可能性を回避して当社の株主の皆様の株式価値が喪失する事態を避けるものであり、また、足下の資金繰りを改善しつつ、さらに当社とスターアジアグループとの提携を深化させるために実施されるものであり、今後の当社の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

## 2. 発行要領

(1) 募集株式の数	普通株式37,416,800株
(2) 払込金額	1株当たり51円
(3) 払込金額の総額	1,908,256,800円 当該金額のうち965,495,841円は、現物出資（DES）の方法によります。
(4) 増加する資本金	954,128,400円
(5) 増加する資本準備金	954,128,400円
(6) 募集方法	第三者割当の方法によります。
(7) 払込期日及び給付期日	2019年3月29日
(8) 割当予定先及び割当株式数	SA0 (35,318,762株) マルコム・エフ・マククリーン4世 (980,392株) 増山 太郎 (980,392株) 橋本 龍太郎 (98,039株) 細野 敏 (39,215株)
(9) 現物出資財産の内容及び価額	払込金額の総額の一部である965,495,841円は、SA0が当社に対して有する貸付債権合計965,495,888円の一部によるDESにより充当されます。 現物出資財産の内容 SA0が当社に対して有する貸付債権及び利息 現物出資財産の価額 965,495,841円(元本940,000,000円及び利息25,495,888円の一部)
(10) その他	本件第三者割当増資に係る払込みについては、①金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生、②本臨時株主総会における第1号議案及び第2号議案の承認、③バリュー・ザ・ホテル石巻、バリュー・ザ・ホテル檜葉木戸駅前及びバリュー・ザ・ホテル広野の家賃並びにバリュー・ザ・ホテル古川三本木及びバリュー・ザ・ホテル東松島矢本の賃借している土地に係る賃借料を、割当予定先が合理的に満足する金額へ減額することについて賃貸人との間で変更契約が締結されていること又はこれらの物件に関する賃貸借契約が解約（ただし、解約に際して支払われる違約金の額が割当予定先が合理的に満足する金額である場合に限り。）されていることその他割当予定先と当社との間の2019年2月27日付資本提携契約に定められた前提条件が充足されていることを条件とします。

- (注) 1. 現物出資の目的となる財産であるSA0が当社に対して有する貸付債権は、2018年12月21日付当社プレスリリース「資金の借入に関するお知らせ」に記載した、SA0から当社に対して、弁済期日を2019年3月31日と定めて2018年12月21日付で貸し付けられた元本940,000,000円及び利息25,495,888円のうち965,495,841円に係る貸付債権です。
2. 本件第三者割当増資に係る払込みの上記前提条件③に関する交渉は、2019年2月27日現在、既に開始しており、2019年3月中を目処に完了させる予定です。
3. これらの前提条件が充足されない場合には、割当予定先の判断により、本件第三者割当増資に係る払込みが行われず、割当予定先に割り当てられる当社普通株式が失権する可能性があります。この場合、2019年3月末に当社が債務超過に陥ることは確実であり、資金繰りに行き詰まり、場合によっては当社が破綻する可能性も否定できません。

### 第3号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（2）

#### 1. 提案の理由

将来の機動的な資本政策のため、授権資本枠を拡大する観点から、第1号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（1）」による変更後の定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

#### 2. 変更の内容

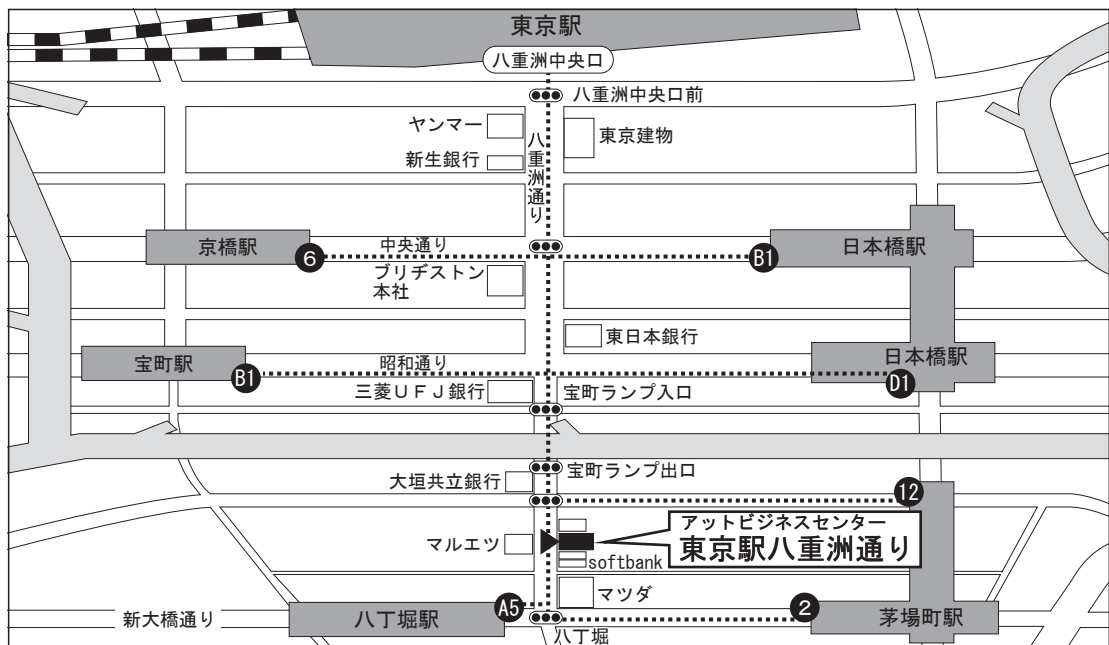
変更の内容は、次のとおりです。なお、本定款変更は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、第2号議案の本件第三者割当増資に係る募集株式37,416,800株が発行されることを条件として、2019年3月29日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

第1号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件（1）」による変更後の定款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,400</u> 万株とする。	（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億1,400</u> 万株とする。

以 上

## 株主総会 会場ご案内図



場 所 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り（八重洲通ハタビル）5階 501号室  
東京都中央区八丁堀1-9-8

会場に駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

### 交通のアクセス

- J R 東京駅八重洲中央口より 徒歩10分
- 東京メトロ日比谷線 八丁堀駅A5出口より 徒歩2分
- 茅場町駅2出口より 徒歩5分